

- 消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項に規定する財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件

平成十二年一月十日
大蔵省告示第二十七号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

- 1 消費税法施行令第十四条の二第一項（居宅サービスの範囲等）に規定する財務大臣が指定する資産の譲渡等は、別表第一に掲げる居宅サービスの区分に応じそれぞれ同表に定める資産の譲渡等とする。
- 2 消費税法施行令第十四条の二第二項に規定する財務大臣が指定する資産の譲渡等は、別表第二に掲げる施設サービスの区分に応じそれぞれ同表に定める資産の譲渡等とする。
- 3 消費税法施行令第十四条の二第三項に規定する財務大臣が指定する資産の譲渡等は、同項第一号に掲げる資産の譲渡等にあっては、別表第一に掲げる居宅サービスの区分に応じそれぞれ同表に定める資産の譲渡等とし、同項第四号に掲げる資産の譲渡等にあっては、別表第二に掲げる施設サービスの区分に応じそれぞれ同表に定める資産の譲渡等とし、同項第二号、第三号及び第五号から第八号までに掲げる資産の譲渡等にあっては、別表第三に掲げる居宅サービス又は施設サービスに類するものの区分に応じそれぞれ同表に定める資産の譲渡等とする。

別表第一 居宅サービス

区分	分	資産の譲渡等
(一) 介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第八条第二項（定義）に規定する訪問介護	(一) 介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第八条第二項（定義）に規定する訪問介護	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下この表において「基準省令」という。）第二十条第三項（利用料等の受領）（基準省令第三十九条の三（準用）及び第四十三条（準用）において準用する場合を含む。）に規定する交通費を対価とする資産の譲渡等
(二) 介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護	(二) 介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護	基準省令第四十八条第三項第一号（利用料等の受領）（基準省令第五十八条（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる交通費を対価とする資産の譲渡等及び同項第二号（基準省令第五十八条において準用する場合を含む。）に掲げる特別な浴槽水等の提供
(三) 介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護	(三) 介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護	基準省令第六十六条第三項（利用料等の受領）に規定する交通費を対価とする資産の譲渡等
(四) 介護保険法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション	(四) 介護保険法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション	基準省令第七十八条第三項（利用料等の受領）に規定する交通費を対価とする資産の譲渡等
(五) 介護保険法第八条第七項に規定する通所介護	(五) 介護保険法第八条第七項に規定する通所リハビリテーション	基準省令第九十六条第三項第一号（利用料等の受領）（基準省令第九十六条第三項第一号（利用料等の受領）（基準省令第一百五十五条の三（準用）及び第一百九条（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる送迎）
(六) 介護保険法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション	(六) 介護保険法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション	基準省令第一百九十九条（準用）において準用する基準省令第九十六条第三項第一号に掲げる送迎
(七) 介護保険法第八条第九項に規定する短期入所生活介護	(七) 介護保険法第八条第九項に規定する短期入所生活介護	基準省令第一百二十七条第三項第三号から第五号まで（利用料等の受領）（基準省令第一百四十条の十五（準用）及び第一百四十条の三十二（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる特別な居室の提供、特別な食事の提供及び送迎並びに基準省令第一百四十条の六第三項第三号から第五号まで（利用料等の受領）に掲げる特別な居室の提供、特別な食事の提供及び送迎
(八) 介護保険法第八条第十項に規定する短期入所療養介護	(八) 介護保険法第八条第十項に規定する短期入所療養介護	基準省令第一百四十五条第三項第三号から第五号まで（利用料等の受領）に掲げる特別な療養室等の提供、特別な食事の提供及び送迎並びに基準省令第一百五十五条の五第五项第三号から第五号まで（利用料等の受領）に掲げる特別な療養室等の提供、特別な食事の提供及び送迎
(九) 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護	(九) 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護	基準省令第一百八十二条第三項第一号（利用料等の受領）（基準省令第一百九十二条の十二（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる費用を対価とする資産の譲渡

別表第二 施設サービス

区分	分	資産の譲渡等
(一) 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス	(二) 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護保健施設サービス	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第三項第三号及び第四号（利用料等の受領）に掲げる特別な居室の提供及び特別な食事の提供並びに同令第四十一条第三項第三号及び第四号（利用料等の受領）に掲げる特別な居室の提供及び特別な食事の提供
(三) 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービス	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十二条第三項第三号及び第四号（利用料等の受領）に掲げる特別な療養室の提供及び特別な食事の提供並びに同令第四十二条第三項第三号及び第四号（利用料等の受領）に掲げる特別な療養室の提供及び特別な食事の提供	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第十四条第三項第三号及び第四号（利用料等の受領）に掲げる特別な療養室の提供及び特別な食事の提供並びに同令第四十六条第三項第三号及び第四号（利用料等の受領）に掲げる特別な療養室の提供及び特別な食事の提供
(四) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）附則第二百三十条の二第一項（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定に基づく介護療養施設サービス	健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定に基づく介護療養施設サービス	健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定に基づく介護療養施設サービス

別表第三 居宅サービス又は施設サービスに類するもの

区分	分	資産の譲渡等
(一) 介護保険法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護		指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この表において「地域密着型基準省令」という。）第三条の十九第三項（利用料等の受領）に規定する交通費を対価とする資産の譲渡等
(二) 介護保険法第八条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護		地域密着型基準省令第十八条（準用）において準用する地域密着型基準省令第三条の十九第三項に規定する交通費を対価とする資産の譲渡等
(三) 介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護		地域密着型基準省令第二十四条第三項第一号（利用料等の受領）（地域密着型基準省令第三十七条の三（準用）及び第四十条の十六（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる送迎
(四) 介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護		地域密着型基準省令第六十一条（準用）において準用する地域密着型基準省令第二十四条第三項第一号に掲げる送迎
(五) 介護保険法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護		地域密着型基準省令第七十一条第三項第一号（利用料等の受領）に掲げる送迎及び同項第二号に掲げる交通費を対価とする資産の譲渡等
(六) 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護		地域密着型基準省令第一百十七条第三項第一号（利用料等の受領）に掲げる費用を対価とする資産の譲渡等
(七) 介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		地域密着型基準省令第一百三十六条第三項第三号及び第四号（利用料等の受領）に掲げる特別な居室の提供及び特別な食事の提供並びに地域密着型基準省令第一百六十一条第三項第三号及び第四号（利用料等の受領）に掲げる特別な居室の提供及び特別な食事の提供
(八) 介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービス		地域密着型基準省令第一百八十二条（準用）において準用する地域密着型基準省令第七十一条第三項第一号（利用料等の受領）に掲げる送迎及び同項第二号に掲げる交通費を対価とする資産の譲渡等
(九) 介護保険法第八条の二第二項（定義）に規定する介護予防訪問入浴介護		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下この表において「介護予防基準省令」という。）第五十条第三項第一号（利用料等の受領）（介護予防基準省令第六十一条（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる交通費を対価とする資産の譲渡等及び同項第二号（介護予防基準省令第六十一条において準用する場合を含む。）に掲げる特別な浴槽水等の

(十一) 介護保険法第八条の二第三項 四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法第八条の二第三項 六項に規定する介護予防通所リハビリテーション	介護保険法第八条の二第三項第一号（利用料等の受領）に掲げる送迎 に規定する交通費を対価とする資産の譲渡等	介護予防基準省令第六十九条第三項（利用料等の受領）に規定する交通費を対価とする資産の譲渡等
(十二) 介護保険法第八条の二第二項 六項に規定する介護予防短期入所生活介護	介護保険法第八条の二第二項 六項に規定する介護予防短期入所生活介護	介護予防基準省令第一百八十八条の二第三項第一号（利用料等の受領）に掲げる送迎 等の受領）に掲げる送迎	介護予防基準省令第一百八十八条の二第三項第一号（利用料等の受領）に掲げる送迎 等の受領）に掲げる送迎
(十三) 介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防通所リハビリテーション	介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防通所リハビリテーション	介護予防基準省令第一百三十五条第三項第三号から第五号まで（利用料等の受領）（介護予防基準省令第一百六十六条（準用）及び第一百八十五条（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる特別な居室の提供、特別な食事の提供及び送迎並びに介護予防基準省令第一百五十五条第三項第三号から第五号まで（利用料等の受領）に掲げる特別な居室の提供、特別な食事の提供及び送迎	介護予防基準省令第一百三十五条第三項第三号から第五号まで（利用料等の受領）（介護予防基準省令第一百六十六条（準用）及び第一百八十五条（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる特別な居室の提供、特別な食事の提供及び送迎並びに介護予防基準省令第一百五十五条第三項第三号から第五号まで（利用料等の受領）に掲げる特別な居室の提供、特別な食事の提供及び送迎
(十四) 介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防短期入所療養介護	介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防短期入所療養介護	介護予防基準省令第一百九十条第三項第三号から第五号まで（利用料等の受領）に掲げる特別な療養室等の提供、特別な食事の提供及び送迎並びに介護予防基準省令第一百六十二条（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる費用を対価とする資産の譲渡等	介護予防基準省令第一百九十条第三項第三号から第五号まで（利用料等の受領）に掲げる特別な療養室等の提供、特別な食事の提供及び送迎並びに介護予防基準省令第一百六十二条（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる費用を対価とする資産の譲渡等
(十五) 介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防基準省令第二百三十八条第三項第一号（利用料等の受領）（介護予防基準省令第二百六十二条（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる費用を対価とする資産の譲渡等	介護予防基準省令第二百三十八条第三項第一号（利用料等の受領）（介護予防基準省令第二百六十二条（準用）において準用する場合を含む。）に掲げる費用を対価とする資産の譲渡等
(十六) 介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防認知症対応型通所介護	介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防認知症対応型通所介護	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六条号。以下この表において「地域密着型介護予防基準省令」という。）第二十二条第三項第一号（利用料等の受領）に掲げる送迎	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六条号。以下この表において「地域密着型介護予防基準省令」という。）第二十二条第三項第一号（利用料等の受領）に掲げる送迎及び同項第二号に掲げる交通費を対価とする資産の譲渡等
(十七) 介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護	介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護予防基準省令第五十二条第三項第一号（利用料等の受領）に掲げる送迎及び同項第二号に掲げる交通費を対価とする資産の譲渡等	地域密着型介護予防基準省令第五十二条第三項第一号（利用料等の受領）に掲げる送迎及び同項第二号に掲げる交通費を対価とする資産の譲渡等